

# 説 明 書

路面性状調査委託業務に係る入札参加希望者の公募については、公告、関係法令に定めるもののほか、この説明書による。

## 1 業務の内容

- (1) 業務名 路面性状調査委託業務
- (2) 業務内容 路面性状調査 L = 1, 0 7 5 km
- (3) 業務の詳細な説明 別添業務委託仕様書による
- (4) 履行期間 業務委託契約成立の翌日から令和9年3月19日限り

## 2 入札参加希望者の要件

### (1) 入札参加者に必要な資格

知事の審査を受け、令和7年度及び令和8年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）に関する調査、測量及び設計の業務の請負に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。）。

イ 入札参加申請書の提出の期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

エ 入札に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げるもの者でないこと。

① 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

② 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

③ 暴力団員等又は②に掲げる者がその事業活動を支配する者

オ この入札に参加しようとする他の者との間に、資本関係又は人的関係を有する者でないこと。

カ 愛媛県内に本店又は支店・営業所を有する者

キ 舗装路面のひび割れを画像等で計測し、舗装点検要領（平成29年3月国土交通省道路局）の診断区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）の判定ができるAI解析技術を有しており、次に掲げる事項のいずれかに該当する者であること。

① 点検支援技術性能カタログ（舗装編）（令和8年3月国土交通省）に掲載

されているA I解析によるひび割れ率の試験結果が、Ⅱ以上及びⅢの検出率・Ⅱ以上及びⅢの的中率のいずれも60%以上である者

② 入札参加申請書の提出期限日までに完了した一般財団法人日本建設情報総合センターが提供するテクリスに登録された同種業務（A I解析を用いた路面性状調査）の成果において、ひび割れ率の目視による調査結果と比したA I解析結果（但し、解析延長1km未満の場合は除く）が、Ⅱ以上及びⅢの検出率・Ⅱ以上及びⅢの的中率のいずれも60%以上であったことを書面により証明できる者

(2) 応募した者の中から入札参加者を選定するための項目

入札参加者の選定については、入札参加申請書提出者の中から、次の項目等を勘案し選定するものとする。

- ア 愛媛県内に本店又は支店・営業所の有無
- イ 2(1)キに掲げる技術の保有状況
- ウ 業務の実施体制

3 入札参加申請書の提出等

入札希望参加者は、次により入札参加申請書(別記第1号様式)を提出しなければならない。

(1) 入札参加希望者の要件

入札参加者申請書を提出することができる者は、入札参加申請書を提出する時において、2(1)に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(2) 入札参加申請書の受付期間並びに提出の場所及び方法

ア 受付期間

令和8年7月17日(金)から令和8年7月22日(水)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 提出場所

愛媛県出納局 会計課 工事入札グループ  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2  
電話 (089)968-2783  
メール kaikai@pref.ehime.lg.jp

ウ 提出方法

持参して提出又は郵送(郵送の場合は、アの受付期間内に必着のこと。)

(3) 入札参加希望者は、入札参加申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 入札参加資格確認資料(別記第2号様式)

必要事項を記載すること。

イ 資本関係及び人的関係に係る状況届(別記第2-1号様式)

上記アの別記第2号様式③について、「あり」の場合、記載すること。

ウ 建設コンサルタント等の登録状況調書(別記第3号様式)

登録状況について記載すること。

エ 技術調書(別記第4号、第4-1号様式)及び契約書・成果品の写し

① 2(1)キ①に該当する場合は、点検支援技術性能カタログ(舗装編)

(令和8年3月国土交通省)に掲載しており、本業務で使用する技術を別記第4号様式に記載の上、提出すること。

② 2 (1) キ①に該当しない場合は、入札参加申請書の提出期限日までに完了した同種業務（A I 解析を用いた路面性状調査）のうち、テクリスに登録されている業務の内容について、別記第4-1号様式に記載の上、提出すること。また、A I 解析を用いた路面性状調査委託業務の実績として記載した業務に係る契約書（写し）及び、ひび割れ率の目視による調査結果と比したA I 解析結果（但し、解析延長1 km 未満の場合は除く）が、Ⅱ以上及びⅢの検出率・Ⅱ及びⅢの的中率のいずれも60%以上であったことを確認できる成果品の該当箇所（写し）を提出すること。

オ 業務の実施体制（別記第5号、6号様式）

再委託の予定、技術協力の予定、守秘すべき個人情報等の管理体制、計画策定の審査体制及び計画策定結果の照査体制について、記載すること。

(ア) 主たる部分を再委託してはならない。（注1）

(イ) 計画策定過程における守秘すべき個人情報等の管理体制、計画策定における審査体制及び計画策定結果の照査体制について記載すること。

（注1）再委託とは、業務の一部について第三者に委任し又は請け負わせることをいう。

(4) 当該業務における主たる部分とは、次のとおりである。

- ・ 調査手法の検討、調査計画の策定
- ・ 調査結果の分析（A I 解析含む）、審査、決定等技術的判断を要するもの
- ・ 報告書の作成・基礎資料作成

(5) その他

ア 入札参加申請書の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された入札参加申請書は、返却しない。

ウ 提出された入札参加申請書は、入札参加者の選定以外に無断で使用しない。

エ 受付期間以降における入札参加申請書の差し替え及び再提出は認めない。

#### 4 入札参加者の指名

入札参加者は、入札参加申請書提出者の中から選定し、その結果を入札参加申請書受付期限の日から概ね40日以内に書面により通知するものとする。

#### 5 指名されなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加申請書を提出した者のうち指名しなかった者（以下「非指名者」という。）に対して、指名しなかった旨を入札参加申請書受付期限の日から概ね40日以内に書面により通知する。

(2) 非指名者は、非指名の通知の日の翌日から起算して5日以内に書面により指名されなかった理由（以下「非指名理由」という。）の説明を求めることができる。

なお、書面は3(2)イの提出場所に持参することとし、郵送又は電送によるものは、受け付けない。

(3) 説明は、非指名理由の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答する。

#### 6 入札方法

本業務の入札は、指名業者の選定後、電子入札方式で行う。

#### 7 その他

不明な点は、3(2)イに照会すること。